意見第 ９ 号

南スーダンから自衛隊を速やかに撤退させることを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成２８年１２月８日

提出者　久喜市議会議員
杉　野　　修
石　田　利　春

賛成者　久喜市議会議員
猪　股　和　雄

久喜市議会議長　　柿　沼　繁　男　　様

南スーダンから自衛隊を速やかに撤退させることを求める意見書

政府は、ＰＫＯ・国連平和維持活動によって南スーダンへ派遣している自衛隊の部隊に対し、派兵期間の延長と、「駆けつけ警護」等の新しい任務を付与することを閣議決定した。

周知のように、ＰＫＯ法は、（１）紛争当事者間で停戦合意が成立（２）現地政府や紛争当事者が自衛隊参加の受け入れを同意していること（３）中立的立場の厳守（４）以上の原則のいずれかが崩れた場合に自衛隊の派兵を中断または終了させること（５）武器使用は防護のための必要最小限に限る。を定めている。

南スーダンでは、２０１３年１２月に大統領派と副大統領派（当時）の対立で内戦状態に陥り、２０１５年８月に「和平合意」したものの、本年７月には自衛隊が駐留する首都ジュバで戦車や攻撃ヘリを使用した大規模な戦闘が起こり、数百人が死亡している。両派の戦闘はその後も続いており、「武力紛争状態」にあることは疑う余地が無い事実である。

しかも、当事者である前副大統領が「和平は崩壊している」と語るなど、「ＰＫＯ参加５原則」で掲げる紛争当事者間における「停戦合意」が完全に崩れていることは明白である。

政府は、ＰＫＯ法改定の際、「駆けつけ警護」の武器使用に関しては、「受け入れ同意が安定的に維持されていること」を前提とした。しかし、南スーダンでは、政府軍によるＰＫＯ部隊への敵対行為が頻発しており、新任務を付与することなどは、決して進めるべきではない。

よって、政府においては、南スーダンから自衛隊を速やかに撤退させることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久　喜　市　議　会

内 閣 総 理 大 臣
防　　衛　　大　　臣　　あて
外　　務　　大　　臣